を証する書面	を証する書面
信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないこと	信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないこと
ときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは	ときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは
は、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者がある	は、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者がある
を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における金庫にあつて	を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における金庫にあつて
十六条第二項の規定により、公告を官報のほか時事に関する事項	十六条第二項の規定により、公告を官報のほか時事に関する事項
特別措置法第五十六条の規定により読み替えて適用される法第五	特別措置法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第五
定による公告及び催告(金融機関等の組織再編成の促進に関する	定による公告及び催告(金融機関等の組織再編成の促進に関する
五 法第六十二条第五項において準用する法第五十六条第二項の規	五 法第六十二条第五項において準用する法第五十六条第二項の規
三・四(略)	三・四(略)
ける合併後存続する金庫にあつては、理事会の議事録)	ける合併後存続する金庫にあつては、理事会の議事録)
法第六十二条第一項の総会の議決を経ないで合併を行う場合にお	法第六十二条第一項の総会の議決を経ないで合併を行う場合にお
置法 (平成十四年法律第百九十号) 第四十条第一項の規定により	置法 (平成十四年法律第百九十号) 第十八条第一項の規定により
総会の議事録(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措	二 総会の議事録 (金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措
一 (略)	一 (略)
長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。	長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
ようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁	ようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁
第七条 金庫は、法第六十二条第三項の規定による合併の認可を受け	第七条 金庫は、法第六十二条第三項の規定による合併の認可を受け
(合併の認可の申請等)	(合併の認可の申請等)
現行	改正案

五の二~九(略)

十八条第五項の規定により反対の意思を通知した会員(個人会員併を行う場合における合併後存続する金庫にあつては、最終の貸借対照表、合併後存続する金庫及び合併により消滅する金庫の合併契約書の作成の日における総会員(法第十三条第一項に規定する個人会員(以下「個人会員」という。)を除く。)の数を証するる個人会員(以下「個人会員」という。)を除く。)の数を証する金庫の合件が表第五項の規定により反対の意思を通知した会員(個人会員という。)があるときは、その会員の数を証する書面を除く。)があるときは、その会員の数を証する書面を除く。)があるときは、その会員の数を証する書面を除く。)があるときは、その会員の数を証する書面といいの規定によりに対している。

十一 (略)

2

(略)

(事業譲渡等の認可の申請等)

げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければ等」という。) の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲は譲受け又は営業の一部の譲受け (以下この条において「事業譲渡7八条 金庫は、法第六十二条第三項の規定による事業の譲渡若しく

一 (略)

ならない。

置法第二十六条第一項の規定により法第六十二条第二項の総会の二 総会の議事録 (金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措

五の一个九(略)

十 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第四十条第二項の規定により法第六十二条第一項の総会の議決を経ないで合「項の規定により法第六十二条第一項の総会の議決を経ないで合善を除く。)があるときは、その会員の数を証する特別措置法第四十条第五項の規定により反対の意思を通知した会員(個人会員を除く。)があるときは、その会員の数を証する特別措置法第四十条第

十一 (略)

2 (略)

(事業譲渡等の認可の申請等)

一 (略)

置法第四十九条第一項の規定により法第六十二条第二項の総会の二(総会の議事録(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措)

関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第二十六条第三項の ときは、その会員の数を証する書面) 規定により反対の意思を通知した会員(個人会員を除く。)がある 金庫にあつては、理事会の議事録、最終の貸借対照表及び金融機 議決を経ないで営業の一部又は事業の譲受けを行う場合における

Ξ (略)

四 その者を害するおそれがないことを証する書面 は担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業譲渡等をしても 異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しく 法第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに り読み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により、 等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十五条の規定によ してした場合における金庫にあつては、これらの公告)又は銀行 公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告(金融機関

吾 九 (略)

2

8

ときは、その会員の数を証する書面) 規定により反対の意思を通知した会員(個人会員を除く。)がある 関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第四十九条第三項の 金庫にあつては、理事会の議事録、最終の貸借対照表及び金融機 議決を経ないで営業の一部又は事業の譲受けを行う場合における

Ξ (略)

四 異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しく は担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業譲渡等をしても 等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五十八条の規定によ その者を害するおそれがないことを証する書面 法第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに してした場合における金庫にあつては、これらの公告) 又は銀行 公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載 り読み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により、 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告(金融機関

略

2

吞 九

(略)

労働金庫及び労働金庫連合会の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令 (平成十四年内閣府・厚生労働省令第七号)

(削る) 田 (略) コークロ (略)	れ添付するものとする。	経営基盤強化計画の認定の申請及び認定)(は労働金庫等をいう。	頃に規定する組織再編成、経営基盤強化計画又下「法」という。) 第二条第二項第一号、第三それぞれ金融機関等の組織再編成の促進に関	第一条(この命令において「組織再編成」、「経営基盤強化計画」又は 第一(定義)	改正案
本比率(第五条第一項各号に掲げる労働金庫等の種類に応じ、当に規定する組織再編成金融機関等に該当する労働金庫等の自己資合にあっては、当該優先株式等の引受け等に係る法第二条第三項、経営基盤強化計画が優先株式等の引受け等を含むものである場一〜四(略)	れ添付するものとする。 前項の申請書及びその写しには、次の各号に掲げる書類をそれぞ三条 (略)	(経営基盤強化計画の認定の申請及び認定)	消費貸借、経営基盤強化計画、優先株式等の引受け等、労働金庫等、二十一条第二項に規定する組織再編成、優先出資、劣後特約付金銭条、第六条第一項、第十六条第一項、第十八条第二項第三号又は第「法」という。) 第二条第二項第一号、第四項若しくは第五項、第三	『は、これらのでは、はなりにであった。「関連によった」はでは、「ないでれてれる融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(以下働金庫等」、「信託受益権等」又は「経営基盤強化指導計画」とは、金銭消費貸借」、「経営基盤強化計画」、「優先株式等の引受け等」、「労金銭消費貸借」、「経営基盤強化計画」、「優先株式等の引受け等」、「労	第一条 この命令において「組織再編成」、「優先出資」、「劣後特約付(定義)	現行

五 (略)

3 ಶ್ಯ 当該経営基盤強化計画の認定をするときは、当該提出を受けた日か し、これを認定書として申請者たる労働金庫等に交付するものとす ら原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に記名押印 けた場合において、速やかに法第五条に照らしてその内容を審査し、 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、経営基盤強化計画の提出を受 3

4 (略)

第四条 法第四条第六号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲 (経営基盤強化計画の記載事項)

げるものとする。

一、二 (略)

(削る)

 \equiv 信用金庫等又は労働金庫である場合にあつては、法第十二条第一 機関等又は当該組織再編成により新たに設立される金融機関等が 経営基盤強化計画に係る組織再編成の後において存続する金融

> 号において同じ。) の見込みを記載した書類 該各号に定める区分の基準となる自己資本比率をいう。 次条第二

(略)

当該提出を受けた日から原則として一月以内(当該経営基盤強化計 これを認定書として申請者たる労働金庫等に交付するものとする。 っては、二月以内)に、当該認定に係る申請書の正本に記名押印し、 画を提出する労働金庫等が優先株式等の引受け等を求める場合にあ てその内容を審査し、当該経営基盤強化計画の認定をするときは、 において同じ。) を受けた場合において、 速やかに法第五条に照らし 十四条第一項に規定する予備審査に係るものを除く。 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、経営基盤強化計画の提出(第 第七条第五項

4 (略)

(経営基盤強化計画の記載事項)

第四条 げるものとする。 法第四条第六号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲

一、二 (略)

 \equiv

第十四条第一項に規定する優先出資の発行の特例の適用を受けよ うとする場合に限る。) 経営基盤強化計画の実施期間中の優先出資の発行の見込み(法

兀 とができる持分に関する事項 法第十六条第一項、第四項又は第六項の規定により消却するこ

第六項の規定により消却することができる持分に関する事項 第四項若しくは第六項又は第十三条第 項 第四項若しくは

(削る)

(認定を受けた経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請及び認

Ιţ 法第六条第一項の変更の認定を要しないものとする。 認定経営基盤強化計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更

第六条

定

写し一通を、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出するものとする。 受けようとする労働金庫等は、様式第三による申請書一通及びその 法第六条第一項の規定に基づき経営基盤強化計画の変更の認定を

3 の他法第六条第一項に規定する認定をするため参考となるべき事項 前項の申請書及びその写しには、認定経営基盤強化計画の写しそ

を記載した書類をそれぞれ添付するものとする。

4 (略)

5 営基盤強化計画の提出を受けた場合において、速やかに法第六条第 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、 第二項の変更の申請に係る経

(優先株式等の引受け等を求める場合の経営基盤強化計画の記載事

項)

第六条 法第六条第二項に規定する主務省令で定める事項は、 次に掲

げる事項とする。

優先株式等の引受け等を求める理由

優先株式等の引受け等を求める額の算定根拠

定

(認定を受けた経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請及び認

第七条 2 Ιţ 受けようとする労働金庫等は、様式第三による申請書一通及びその 法第七条第一項の規定に基づき経営基盤強化計画の変更の認定を 法第七条第一項の変更の認定を要しないものとする。 認定経営基盤強化計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更

3 を記載した書類をそれぞれ添付するものとする。 の他法第七条第一項に規定する認定をするため参考となるべき事項 前項の申請書及びその写しには、認定経営基盤強化計画の写しそ

写し一通を、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出するものとする。

4 (略)

5 営基盤強化計画の提出を受けた場合において、速やかに法第七条第 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、 第二項の変更の申請に係る経

当該変更の認定に係る申請書の正本に記名押印し、これを認定書と して申請者たる労働金庫等に交付するものとする。 認定をするときは、当該提出を受けた日から原則として一月以内に、 二項に照らしてその内容を審査し、当該経営基盤強化計画の変更の

6

(略)

(認定経営基盤強化計画の公表)

第七条 (略)

公表するものとする。 た労働金庫等の名称及び当該認定に係る経営基盤強化計画の内容を あったときは、様式第六により、当該認定の日付、当該認定を受け 金融庁長官及び厚生労働大臣は、法第六条第一項の変更の認定が

(認定経営基盤強化計画の履行状況の報告)

第八条 により報告しなければならない。 業年度終了後三月以内に、金融庁長官及び厚生労働大臣に様式第七 期間の各事業年度における履行状況について、原則として当該各事 状況の報告を行う労働金庫等は、当該認定経営基盤強化計画の実施 法第八条第一項の規定に基づき認定経営基盤強化計画の履行

2 長官及び厚生労働大臣が認定経営基盤強化計画の履行状況の報告を 法第八条第二項において準用する法第七条の規定に基づき金融庁

> は し、これを認定書として申請者たる労働金庫等に交付するものとす 該経営基盤強化計画が優先株式等の引受け等を含む場合にあって 認定をするときは、当該提出を受けた日から原則として一月以内(当 三項に照らしてその内容を審査し、当該経営基盤強化計画の変更の

ಶ್ಶ

6 (略)

(認定経営基盤強化計画の公表)

第八条 (略)

2 公表するものとする。 た労働金庫等の名称及び当該認定に係る経営基盤強化計画の内容を あったときは、様式第六により、当該認定の日付、 金融庁長官及び厚生労働大臣は、法第七条第一項の変更の認定が 当該認定を受け

(認定経営基盤強化計画の履行状況の報告)

第九条 により報告しなければならない 業年度終了後三月以内に、金融庁長官及び厚生労働大臣に樣式第七 期間の各事業年度における履行状況について、 状況の報告を行う労働金庫等は、当該認定経営基盤強化計画の実施 法第九条第一項の規定に基づき認定経営基盤強化計画の履行 原則として当該各事

2 長官及び厚生労働大臣が認定経営基盤強化計画の履行状況の報告を 法第九条第二項において準用する法第八条の規定に基づき金融庁

(削る)

公表する場合には、様式第八により公表するものとする。

(経営計画の提出、記載事項、公表及び履行状況の報告)

第十条 法第十一条第一項 (同条第三項において準用する場合を含

む。)の規定に基づき経営計画を金融庁長官及び厚生労働大臣に提出

する労働金庫等は、様式第九により提出するものとする。

より、当該経営計画の内容を公表するものとする。 営計画の提出を受けた金融庁長官及び厚生労働大臣は、様式第十に3 法第十一条第四項において準用する法第八条 の規定に基づき、経

(経営基盤強化指導計画の提出、記載事項及び公表)

内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出するものとする。会」という。) は、様式第十三による計画一通及びその写し一通を、を提出する全国を地区とする労働金庫連合会 (以下「労働金庫連合第十一条 法第二十一条第二項の規定に基づき経営基盤強化指導計画

付金銭消費貸借による貸付けの状況を記載した書類のために労働金庫連合会の行った優先出資の引受け又は劣後特約該労働金庫連合会の会員である労働金庫が実施する経営基盤強化ー 法第十七条第一項に規定する労働金庫連合会の指導に基づき当

| 五号において同じ。)の従業員の地位が不当に害されるものではな|| 資の発行者又は貸付債権の債務者である労働金庫をいう。 次項第|| 信託受益権等に係る労働金庫 (当該信託受益権等に係る優先出

べき事項を記載した書類 三 信託受益権等の買取りの決定に係る審査をするため参考となる

いことを証する書類

次に掲げるものとする。

法第二十一条第三項第三号に規定する主務省令で定める事項は、

3

| 信託受益権等の買取りを求める理由

| 買取りを求める信託受益権等の額及び内容

三 信託受益権等の買取りを求める額の算定根拠

四 買取りに係る経営基盤強化指導計画を提出する労働金庫連合会

(削る)

が保有する信託受益権等の額及び内容

- 5 金融庁長官及び厚生労働大臣は、法第二十一条第四項の信託受益不可以の方ののでは、当該提出を受けた日から原則として二月以内に信の内容を審査し、当該提出を受けた日から原則として二月以内に信を受けた場合において、速やかに法第二十一条第四項に照らしてそれ、内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、経営基盤強化指導計画の提出
- 指導計画の内容を公表するものとする。の日付、労働金庫連合会の名称及び当該買取りに係る経営基盤強化権等の買取りの決定があったときは、様式第十四により、当該決定5 金融庁長官及び厚生労働大臣は、法第二十一条第四項の信託受益

(経営基盤強化指導計画の履行状況の報告及び公表)

計画の実施期間の各事業年度における履行状況について、原則としの履行状況の報告を行う労働金庫連合会は、当該経営基盤強化指導第十二条 法第二十三条第一項の規定に基づき経営基盤強化指導計画

(削る)

様式第十五により報告しなければならない。て当該事業年度終了後三月以内に、金融庁長官及び厚生労働大臣に

の報告を公表する場合には、様式第十六により公表するものとする。き金融庁長官及び厚生労働大臣が経営基盤強化指導計画の履行状況は、法第二十三条第二項において準用する法第二十二条の規定に基づ様式第十五により報告しなければならない。

(経営指導計画の提出、記載事項、公表及び履行状況の報告)

ほか、経営指導計画を提出する労働金庫連合会が保有する信託受益協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等の額及び内容の2 法第二十五条第二項第三号に規定する主務省令で定める事項は、

権等の額及び内容とする。

労働大臣に様式第十九により報告しなければならない。原則として当該各事業年度終了後三月以内に、金融庁長官及び厚生当該経営指導計画の期間の各事業年度における履行状況について、に基づき経営指導計画の履行状況の報告を行う労働金庫連合会は、

第十五条 (略)	第十条 (略)
(経由官庁)	(経由官庁)
書にその旨を記載して、当該書類の添付を省略することができる。	書にその旨を記載して、当該書類の添付を省略することができる。
る予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、申請	る予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、申請
申請をする際に申請書に添付すべき書類について、前項の規定によ	申請をする際に申請書に添付すべき書類について、前項の規定によ
2 労働金庫等は、法第三条又は法第七条第一項の規定による認定の	2 労働金庫等は、法第三条又は法第六条第一項の規定による認定の
臣に及び厚生労働大臣に提出して予備審査を求めることができる。	に及び厚生労働大臣に提出して予備審査を求めることができる。
大臣及び厚生労働大臣に提出すべき書類に準じた書類を内閣総理大	臣及び厚生労働大臣に提出すべき書類に準じた書類を内閣総理大臣
認定を受けようとするときは、当該認定の申請をする際に内閣総理	定を受けようとするときは、当該認定の申請をする際に内閣総理大
第十四条(労働金庫等は、法第三条又は法第七条第一項の規定による)	第九条の労働金庫等は、法第三条又は法第六条第一項の規定による認
(予備審查等)	(予備審査等)
十により公表するものとする。	
臣が経営指導計画の履行状況の報告を公表する場合には、様式第二	
て準用する法第二十二条の規定に基づき金融庁長官及び厚生労働大	
5 法第二十五条第四項において準用する法第二十三条第二項におい	